

訓令名	理由	要旨
奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則	奈良県立教育研究所における職員の職の追加に伴い、所要の改正を行うもの。	<p>1 奈良県立教育研究所管理運営規則の改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。</p>

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のとおり改正する。

第一条の表第二の項中「研究所規則第四条第一項第三号に規定する」の下に「センター所長、同項第四号に規定する」を加え、同表第三の項中「第四号から第六号」を「第五号から第八号」に改め、同表第四の項中「第七号から第九号」を「第九号から第十一号」に改め、同表第五の項中「第十号から第十二号」を「第十二号から第十四号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第一条 略	改 正 案	現 行
第一条 略	職制上の段階	職制上の段階
課長補佐	標準的な職	標準的な職
三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職及び同条第四項に規定する教育行政相談員並びに研究所規則第四条第一項第五号から第八号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則(平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号	二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定するセンターソ長、同項第四号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。)第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階	二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局长及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。)第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階
三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職及び同条第四項に規定する教育行政相談員並びに研究所規則第四条第一項第五号から第八号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則(平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号	二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第二号から第六号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則(平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号	二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第二号から第六号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則(平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号

			<p>。以下「史料センター規則」という。)第二条第一項第一号に規定する所長及び第二項に規定する副主幹並びに奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則(昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「寄宿舎規則」という。)第三条第一号に規定する寮長の属する職制上の段階</p>
		係長	

			<p>。以下「史料センター規則」という。)第二条第一項第一号に規定する所長及び第二項に規定する副主幹並びに奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則(昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「寄宿舎規則」という。)第三条第一号に規定する寮長の属する職制上の段階</p>
	係長		

制上の段階

上の段階

<参考>

奈良県立教育研究所管理運営規則(令和5年4月1日施行) 一部抜粋

(職員の職)

第四条 教育研究所の職員の職は、次のとおりとする。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 センター所長
- 四 事務局長
- 五 部長
- 六 センタ一次長
- 七 課長
- 八 副主幹
- 九 係長
- 十 調整員
- 十一 主任主査
- 十二 主査
- 十三 主任主事
- 十四 主事

2 教育研究所には、前項に定めるもののほか、教育行政相談員を置く。

3 教育研究所には、前二項に定めるもののほか、参事及び主幹を置くことができる。